

社保だより ~令和4年10月号~

『医療情報・システム基盤整備体制充実加算』

社保だより令和4年9月号でもお知らせしましたとおり、令和4年9月末日で従来の初電・再電が廃止され、10月1日より初診料への加算点数、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」【初診時月1回】が新設されました。施設基準は、厚生局への届出の必要はありませんが、診療報酬をオンライン請求しており、定められた内容を院内掲示及びホームページ等へ掲載していることが必要です。さらに問診票等についても別紙様式5（9月臨時発送同封）の内容を含む必要があります。

また、本会ではこの施設基準にも対応するよう、マイナ保険証を利活用している医療機関一覧をホームページ掲載しておりますので、掲載ご希望の先生方は事務局にお申し出ください。初期申し込み以降も随時追加受付を行います。メール通信や今後のお知らせご確認ください。

●医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（医シA）

（マイナ保険証による情報確認なし）+4点

●医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（医シB）

（マイナ保険証による情報確認あり）+2点

[施設基準]

- (1) 電子情報処理組織で診療報酬請求（オンライン請求）を行っていること。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有していること。なお、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行う必要がある。
- (3) 次に掲げる事項について

当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

- ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

※その他疑義解釈等から

- ・システムで情報の取得を試みた結果、患者の診療情報が存在していなかった場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定する。
- ・患者が診療情報の取得に同意しなかった場合、患者の個人番号カードが破損

等により利用できない場合、患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を算定する。

- ・歯科訪問診療で初診を行う場合は算定できない。
- ・医療情報・システム基盤整備 体制充実加算の施設基準等においての「ホームページ等に掲示」とは、当該保険医療機関のホームページへの掲載・自治体、地域歯科医師会等のホームページ又は広報誌への掲載・医療機能情報提供制度等への掲載等が該当する。(※自治体・医療機能情報提供制度とは鹿児島県では医療法で定められた医療機関からの報告を掲載する「かごしま医療情報ネット」等を指すが 10月1日時点ではまだ掲載機能がないため、本会のホームページに申込者を掲載します)
- ・「別紙様式5」の問診票を原本のまま、または必要な項目を既存の問診票への追記や別紙として対応する必要があります。

『社保支払基金の令和4年10月審査事務集約による変更点』

支払基金改革によりレセプトの審査・審査事務に変更があります。提出先名称の変更、照会先の変更、当月提出レセプトの電話による取り下げの対応等についてご確認ください。各医療機関に支払基金より文書でお知らせされていますので詳細はそちらもご参照ください。

【電子媒体及び紙レセプト（返戻再請求分含む）の提出先】

名称：審査委員会事務局

住所：〒890-8552 鹿児島市宇宿1-52-12（住所は従来と同じ）

【照会先】

- ・電子レセプト：審査事務センター・分室の審査事務担当者の照会連絡先
- ・紙レセプト：審査委員会事務局の審査事務担当者の照会連絡先
＊各医療機関毎に連絡先・担当者は支払基金より返戻等と一緒に9月郵送済み。確認できない場合、支払基金ホームページ (<https://www.ssk.or.jp>) に「医療機関等照会連絡先検索機能」が登載されます。医療機関コードを入力すると、審査事務担当者、照会連絡先を確認することができます。(9月下旬運用開始)

【再審査等請求書の提出先及び提出方法】

提出先

- 電子レセプト請求医療機関：審査事務センター・分室の審査事務担当者宛て
- 紙レセプト請求医療機関：審査委員会事務局の審査事務担当者宛て

提出方法

「審査結果に対する再審査等請求書の提出」

- ・オンライン請求医療機関：原則、オンラインにより提出
＊資料等を添付した上で再審査請求される場合は、郵送にて提出
- ・電子媒体又は紙レセプト請求医療機関：郵送により提出
＊再審査請求書のFAXでの受信は廃止

「レセプトの取下げ依頼に係る再審査請求書の提出」

- 1、当月請求のレセプトの取下げ依頼：電話により依頼。
 - ＊審査委員会が始まる前日までに電話した場合、レセプトを翌月月初に返戻することが可能。
 - ＊毎月の電話取下げ期限については、10月「支払基金からのご案内」から審査委員会日程を踏まえた取下げ期限日が掲載されます。

- 2、前月以前に請求されたレセプトの取下げ依頼

- ・オンライン請求医療機関：原則、オンラインにより提出
- ・電子媒体又は紙レセプト請求医療機関：郵送により提出
＊再審査等請求書の様式が変更されました。支払基金ホームページの「様式集」よりダウンロードして使用してください。
＊再審査請求書のFAXでの受信は廃止。
＊提出先の審査事務担当者は支払基金ホームページの「医療機関等照会連絡先検索機能」により確認してください。
＊9月5日、9月30日の返戻発送時に医療機関別の担当者を記載した書類が同封されています。

質問メールアドレス syaho@8020kda.jp をご利用下さい

裏面に問診票「別紙様式5」別紙対応の場合の一例を掲載いたします

マイナ保険証を利用された方にご質問します

- 当院がマイナ保険証により、あなたの診療情報（受診歴、健診歴、服薬情報等）を取得することに同意しましたか？

はい・いいえ

当院では患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願ひいたします。

*医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診時）

加算1：4点 加算2：2点（マイナ保険証を利用した場合）

- 次の項目はマイナ保険証で情報を取得することに同意されなかった場合（質問1でいいえと回答） ご回答ください。

- 現在、他の医療機関から処方された薬などを服用していますか？

はい・いいえ

- 直近1年間で健診（特定健診や高齢者健診等）を受診されましたか？

はい・いいえ

ご協力ありがとうございました。

ご提供いただいた情報等は、当院が医療・診療行為以外の目的で使用することは一切ございません。